

コラムVOL6～個人情報保護法の改正概要3～

令和2年9月17日

あぼろ法律事務所

—事務所内の執務スペースにて—

弁護士A「さて、今回で改正個人情報保護法の僕からの解説は終わりです。前回の復習からまずやっつけていこうか。」

弁護士B「まず、本人からの個人情報の利用停止等を求めることができる要件が拡大しました。次に、外国にある第三者に対して情報を提供する際の同意を取るに際して、本人に対して参考となるべき情報の提供を義務付けられることになりました。最後に、それ単体では個人データに該当しないものであっても、第三者に提供した際に、その提供先で他の情報と照らし合わせれば個人データになることが予想されるものについて、第三者提供の制限を受けることとなります。」

弁護士A「端的に回答してくれたね。さて、今日は、残る、⑦漏洩報告・本人への通知に関する規定の改正、⑧ペナルティの改正についてやっつけていこう。まずは、⑦に関してだけでも、B先生は現行法において、万が一情報漏えいが起こってしまった場合に、どのように対処しなければならないかは知ってるかな？」

弁護士B「実は、現行法では単に「適切な措置を講じなければならない」（現行法20条）としか書いていないから、何をやればいいのかよくわからないんですよね。」

弁護士A「これについては、平成29年個人情報保護委員会告示第1号に記載があるよね。そこには、「個人情報取扱事業者は、漏えい等事案が発覚した場合は、その事実関係及び再発防止策等 について、個人情報保護委員会等に対し、次のとおり速やかに報告するよう努める。」と記載がされている。つまり、現行法において漏えい事故が起こった場合、一定の場合には個人情報保護委員会に報告をすることの努力義務を課されているだけなんだ。ただ、漏えいの量や、漏えいした情報の質によっては、社会や本人への影響が大きいこともあるよね。そのため、今回の改正では一定の場合には個人情報保護委員会への報告を義務付け、さらに、本人への通知を義務付けることになったんだ。」

弁護士B「でも、漏えい事故が起こった場合に、常に報告するとなると、負担が大きいですよ…いや、もちろん漏えいを起こさないように努力する

ことが大事なんですけど、この間、僕も誤FAXしそうになったこともあったし…」

弁護士A「誤FAXは、そもそも確認不足だと思うけど…まあ、そこは論点ではないから後でそのことについては話すとして、そういったことも踏まえて、報告の対象や方法や期限については、制度改正大綱においては、報告対象となる事案として「一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付けることとする」としており、また、報告期限については、速報と確報に分けて報告するスキームを想定しているようだね。明確な時期までは記載がないようだ。漏えいの報告方法については特に言及がされていないから、この点は現行法における報告方法と変わりはないように思えるね。また、委託先において漏えい事故が発生した場合に速やかに委託元に通知した場合には、個人所法保護委員会に対する漏えい義務を負わないこととなっているから、契約書のリーガルチェックにおいて、この委託先から委託元への漏えい事故が発生した場合の報告義務について規定がされてるかもチェックのポイントとなりそうだね。」

弁護士B「本人への通知についての方法や時期についてはどうでしょうか。」

弁護士A「これについては全く新しい制度だから、現時点では不明だし、制度改正大綱においても、それとわかる記載はないようだね。今後の動きに注視して制度設計を考えていく必要があるそうだな。」

弁護士B「そうすると、個人情報取扱事業者としては、例えば、個人情報管理の担当者を社内で決めたり、漏えいが発生した場合のマニュアルを協議して、場合によっては弁護士も加わってチェック体勢の実効性を検証するということが必要そうですね。」

弁護士A「その通りだね。ちなみに、この漏えいについては、1サイバー被害に遭った場合であっても報告が必要になることもあるわけだけども、これに対応するために、保険会社では法律事務所と連携して初動対応を支えるサービスを始めたりしているよ。また、漏えい企業から法律事務所への相談も今後は増えていくと見込まれているそうだね。もしかしたら、この点についての弁護士費用特約も出てくるかもしれないから、保険会社の動向にも注視して、こういったサービスが出てきたら、顧問先への周知をしておく必要があると思うよ。」

弁護士B「なるほど。そうすると、ますます、この点について勉強しておく必要があるということですね。」

¹ 日経新聞（2020年9月10日朝刊）

弁護士A「そういうことだね。さて、いよいよ長くなったけど、最後の⑧の改正について解説するよ。これは、割とシンプルな話で、今まで個人情報保護法違反があったとしても企業が負うペナルティは最大でも50万円の罰金刑しかなく、企業として実は死活問題というほどではなかったんだ。しかし、これでは個人情報保護法の規制の実効性を担保できないという問題意識があり、この度、最大1億円まで罰金刑が引き上げられたのだ。」

弁護士B「50万円から1億円ですか…それは比較的資力のある企業にとっても大きなリスクになりますね。ちなみに、罰金刑が1億円に引き上げられたのは、どの規制に違反した場合のものですか？」

弁護士A「大きく2つあるんだけど、1つは、個人情報取扱事業者が、個人情報保護委員会による命令に違反した場合、もう一つは個人情報取扱事業者または従業員（これらであった者も含む）が、自己または第三者の不正な利益を図る目的で、その業務に関して取り扱った情報データベース等（複製・加工したものも含む）を提供・盗用した場合（改正法87条1項1号）の2つだね。」

弁護士A「そういうこと。だから、今後企業としては、一層個人情報の管理には力を入れていく必要があるということが大事になってくるわけだ。また、適宜従業員向けの個人情報保護についてのセミナーを行って周知を徹底していくということも有意義だと思うよ。」

弁護士B「なるほど。とても勉強になりました！」

弁護士A「今後は、自分で法改正に対するアンテナを張って、常に法律の知識をアップデートするようにね。また、この分野はこれから個人情報保護委員会からのガイドライン等が出されてきてより明確になるだろうから、今後の動向で目新しいものが出てきた時に今度はB先生もしっかり議論できるように自分なりに勉強しておいてね。」

弁護士B「わかりました。ありがとうございます。」